第二十五条第二十二項中「及び次項」を削り、同条第二十三項を次のように改める。

23　前項の規定は、買換資産が法第三十七条第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合について準用する。

第二十五条第二十四項中「第七項の規定により区域を指定したとき、又は」を削る。

第二十五条の二第二項中「の第二号」を「の第一号」に、「第四号」を「第三号」に、「同条第十項第一号に規定する資産である買換資産若しくは同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における同条第十項第二号に規定する資産である」を「次に掲げる」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第三十七条第十項第一号に掲げる地域内にある買換資産

二　法第三十七条第十項第二号に掲げる地域内にある買換資産

三　法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある買換資産であつて、同条第一項の譲渡をした資産及び当該買換資産のいずれもが同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合における当該買換資産

四　法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある買換資産であつて、前号に掲げる買換資産以外の買換資産

第二十五条の二第六項中「の第二号」を「の第一号」に、「若しくは」を「又は」に、「とき又は」を「ときにおける前二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」とし、」に改め、「において、買換資産が法第三十七条の三第二項各号に規定する場合に該当するとき」を削り、「同条第二項第一号に規定する場合に該当する」を「法第三十七条の三第三項第一号に掲げる地域内にある」に、「百分の七十」と、同項第二号に規定する場合に該当する」を「百分の九十」と、同項第二号に掲げる地域内にある」に、「とする」を「と、同項第三号に掲げる地域内にある場合には「百分の七十（当該譲渡資産及び買換資産のいずれもが法第三十七条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の六十）」とする」に改める。

第二十五条の四第一項中「法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用される」を削り、「（法第三十七条の五第一項」を「（同条第一項」に改め、同条第二項中「当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの（第二十条の二第十五項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）であること及び」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「施行される土地の区域（以下この項において「及び「という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　その事業が法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの（都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画（当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。以下この号及び次項第四号において同じ。）の区域内において施行される事業にあつては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第九条第一項に規定する集約都市開発事業であつて社会資本整備総合交付金（予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。）の交付を受けて行われるもの（イ及びロにおいて「集約都市開発事業」という。）に限る。）であること。

イ　当該集約都市開発事業の施行される土地の区域（以下この項において「施行地区」という。）の面積が二千平方メートル以上であること。

ロ　当該集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する特定公共施設の整備がされること。

第二十五条の四第三項中「第二十条の二第十五項第二号から第五号までに」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの又は中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域

イ　都市計画法第八条第一項第三号に掲げる高度利用地区

ロ　都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1)　当該防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。

(i)　当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画　同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(ii)　当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画　同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2)　(1)(i)又は(ii)に掲げる計画の区域において建築基準法第六十八条の二第一項の規定により、条例で、これらの計画の内容として定められた(1)(i)又は(ii)に定める制限が同項の制限として定められていること。

二　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域

三　都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業計画の区域

四　認定集約都市開発事業計画の区域

第二十五条の四第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第七項中「において準用する法第三十七条第四項の税務署長」を「の税務署長」に改め、同項第三号中「次項」を「次項第二号」に、「において準用する法第三十七条第四項に規定する認定」を「の認定」に改め、同条第九項中「第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条第六項」を「第三十七条の五第三項において準用する法第三十七条第六項」に、「の規定により読み替えて適用される」を「において準用する」に、「（法第三十七条の五第二項」を「（法第三十七条の五第三項」に改め、同項第二号中「において準用する法第三十七条第四項」を削り、同条第十項中「第三十七条の五第二項」を「第三十七条の五第三項」に、「同条第四項」を「法第三十七条の五第二項」に、「法第三十七条の五第一項」を「同条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第三十七条の五第四項」を「第三十七条の五第四項」に改め、同条第十三項中「第三十七条の五第四項」に改め、「法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用する」を削り、同条第十四項中「第三十七条の五第三項第一号」を「第三十七条の五第四項第一号」に改め、同条第十五項中「第三十七条の五第四項」を「第三十七条の五第五項」に改め、同条第十六項中「第三十七条の五第四項第一号」を「第三十七条の五第五項第一号」に改め、同条第十七項及び第十八項中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改め、同条第十九項中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改め、同項ただし書中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二十項中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改め、「法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用される」を削る。

第二十五条の五第三項第二号中「中部圏開発整備法」の下に「（昭和四十一年法律第百二号）」を加える。

第二十五条の九の二第五項、第九項第一号ハ及び第十項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。

第二十五条の十の二第一項、第十一項第二号イ及び第十二項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改め、同条第十四項第十七号中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同項第二十七号ロ中「第三十七条の十四第五項第二号イ(2)若しくはロ、第四号ロ又は第六号ハ(2)若しくはニ」を「第三十七条の十四第五項第二号イ(2)又はロ」に改め、同号ハ中「又は第二十六項」を削り、同条第二十三項及び第二十五項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。